

## 会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第1回）
開催日時	令和3年8月16日（月） 午前10時00分から11時40分まで
開催場所	田無庁舎 3階庁議室
出席者	池澤隆史市長 (委員) 栗島博、鈴木悟、平勇介、高木保男、高橋雅人、竹之内一幸、 中川明子、平山喜弘、山内章、横山順一郎（敬称略） (事務局) 齋藤職員課長、阿久津職員課長補佐、住田職員課人材育成推進係 長、菅原職員課給与厚生係長、齋藤職員課給与厚生係主任、原口 職員課人材育成推進係主事
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	令和3年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>【事務局より開会の挨拶】</p> <p>【委嘱式】</p> <p>市長より各委員へ委嘱状の交付。</p> <p>【市長より挨拶】</p> <p>【各委員自己紹介・事務局職員紹介】</p> <p>【会長選出】</p> <p>事務局より会長選出の説明を行う。</p> <p>委員より竹之内委員の推薦があり、全委員の了承により会長就任。</p> <p>【会長より挨拶】</p> <p>会長職務代理者（副会長）について、会長により山内委員を指名。</p> <p>承諾を得て、山内委員が会長職務代理者へ就任。</p> <p>【会長職務代理者より挨拶】</p> <p>【諮問】</p> <p>池澤市長が諮問文を読み上げる。</p> <p>・諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会の議員の議員報酬の額及び期末手当の年間支給割合</li> <li>2 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額及び期末手当の年間支給割合</li> </ol>	

**【市長退室】**

**【事務局より説明】**

- ①審議会の会議時間について、新型コロナウイルス感染症拡大防止として、最大1時間としたい。
- ②審議会は原則公開とする。
- ③傍聴人の定員について、特別職報酬等審議会傍聴要綱で「会議場所の広さを勘案して、会長が定める」と定められており、本日は5席を用意している。現時点での傍聴人の人数は2人、用意した席数より少ないので全員傍聴とする。

**(※傍聴を承認、傍聴人入室)**

○会長

それでは、令和3年度の第1回の審議会を開催いたします。改めまして、事務局から本会議についての説明をお願いいたします。

○事務局

まず、事務局より1点説明及びご決定賜りたいことがございます。審議会の会議録作成の詳細につきましては、市民参加条例施行規則第4条に規定がございます。会議録は、「全文記録」、「発言者の発言内容ごとの要点記録」、「会議内容の要点記録」の3つの中から選択していただくことになっております。前回開催した本審議会の例によりますと、全文記録に近い「発言者の発言内容ごとの要点記録」という手法を採った経緯がございます。この点について、ご決定賜りたいと存じます。

○会長

会議録の作成は従来、全文記録に近い「発言者の発言内容ごとの要点記録」という手法を採っている経緯がございます。特に問題がなければ、前例に従って審議会を進めていきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

**(※各委員より意見なし)**

○会長

ご異論がないということですので、このような手法で会議録の作成をお願いしたいと思います。

○事務局

会議録は会議終了後、次回会議開催までの間に事務局で作成させていただき、皆様にお送りしたうえで、内容の点検をお願いしたいと思います。そして、次回の会議冒頭で了承をいただきましたら、公開させていただきます。

○会長

それでは、審議を始めたいと思います。今年度の審議会の審議内容につきましては、先程の諮問文に沿うように進めたいと考えております。

市議会議員の議員報酬の額及び期末手当の年間支給割合、そして市長、副市長、教育長及び常勤監査委員の給料の額及び期末手当の年間支給割合について審議するということになります。

それではまず、事務局から具体的な内容の説明を資料に沿ってお願いします。

○事務局

それでは、事前にご郵送しました資料について説明をいたします。

#### 資料1 西東京市特別職報酬等審議会条例

西東京市特別職報酬等審議会条例の全文でございます。

#### 資料2 特別職の報酬等について（自治事務次官通知）

この事務次官通知には、特別職の報酬を決める際は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならない、このように通知されております。この資料2の事務次官通知をもとに資料1の条例を定めていく、このような流れでございます。

#### 資料3 西東京市特別職給料（報酬）月額推移

平成13年1月21日に西東京市が発足してからの特別職給料の推移となっております。

#### 資料4 西東京市特別職及び一般職の年収比較

資料左上の「市長」の欄をご覧ください。現在の市長の給料月額は990,000円で、年間11,880,000円になります。期末手当は6月と12月の年2回支給され、その額は合わせて4,989,600円になります。給料と期末手当を合わせた16,869,600円が市長の年収になります。副市長以下はご覧のとおりです。

資料下の一般職の「部長」の欄をご覧ください。一般職とは地方公務員法の適用を受ける職員のこと、市役所で働いている職員のことでございます。一般職のなかで最も給料の高い役職が部長になります。部長の給料は494,000円、地域手当や管理職手当等の諸手当が187,720円、給料と諸手当を合わせて681,720円になります。これを12倍した8,180,640円に期末・勤勉手当の3,101,826円を加えた額が、部長の年収額になります。

資料右上の「部長年収との比較」の欄をご覧ください。市長の年収から部長の年収を引いた金額が5,587,134円、率として149.5%、つまり部長の年収の約1.5倍が市長の年収という意味でございます。副市長以下はご覧のとおりです。

#### 資料11 東京都26市の特別職等期末手当調

西東京市の市長・副市長などの期末手当の支給割合は、6月が2.025、12月が2.175、計4.2でございます。なお、この資料には掲載しておりませんが、一般職の職員は4.55となっております。「西東京市」の欄の下段の「八王子市」の市長の期末手当は4.55ですので、一般職の月数と揃えていると思われれます。八王子市のように4.55を採用している市は、26市中13市でございます。

#### 資料13 東京都26市の財政指標調（令和元年度）

用語の意味につきましては、次の資料14に掲載しておりますので、各自ご覧ください。

#### 資料15 西東京市及び東京都26市のラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数とは、国家公務員の一般職の平均給料と市町村の職員の平均給料を比較した数値でございます。一般職の平均給料には、市長などの特別職の給料は含まれておりません。ラスパイレス指数は、数値が100より高ければ高いほど国家公務員の平均給料よりも高い、低ければ低いほど国家公務員の平均給料よりも低い、このような意味でございます。西東京市の令和2年度のラスパイレス指数は98.9となっております。

#### 資料16 特別職等の報酬等の体系と水準について

平成21年11月17日の答申を一部抜粋したものでございます。平成21年当時、特別職の報酬のあり方について、多くの審議がなされ、あらゆる面から検討を行い、導き出された考え方でございます。市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料と期末

手当は、一般職の最高支給額を受けている部長級の職員を基準として、格付けを行うのが最適である、というものでございます。格付けにあたっては、類似団体の平均値や都内25市の平均値を確認しながら検討しております。議員報酬の格付けについては、非常勤の職員であることから、一般職の部長級職員を上回らない程度にするべきという考え方でございます。

続いて、水準の考え方でございます。社会経済情勢や市民感情をどのように反映すべきかということについて、一般職の部長級の年収額を基準額として用いることは、人事院勧告や東京都人事委員会勧告を反映しているため、結果的にその時々を経済情勢と市民感情を一定程度反映している、と考えることができます。ただし、西東京市の財政状況が著しく悪化した場合についてはその限りではない、このような内容でございます。

以上が、平成21年度からの特別職の報酬額を決める際の基本的な考え方でございます。以後、この体系と水準に基づきまして、報酬額を決定しております。

#### 資料17 設定倍率による年額及び月額

資料左上「市長」の欄の上から四段目の「部長級最高年収額」には、11,282,466円を記載しております。恐れ入りますが資料4に戻っていただきまして。資料4の下、部長の年収の合計の11,282,466円、この数字を記載しております。次に、資料17の「部長級最高年収額」の下、市長の「現行の年額」の欄をご覧ください。資料4に戻っていただき、市長の合計年収として16,869,600円のこの数字を記載しております。資料17の「現行の年額」の下の段、「現行倍率」の1.50という数字ですが、部長の年収の約1.50倍が市長の年収になっている、このような意味でございます。表記上、端数を四捨五入しておりますので、正確には1.495倍となっております。

資料17の上から二段目の「設定倍率」の欄をご覧ください。市長が1.50、副市長が1.33、教育長が1.18とございますが、この数字は先程説明いたしました報酬の体系の考え方により導き出された数字でございます。「現行の年額」と報酬の体系の考え方による年額を比較しますと、市長が54,099円多くなり、副市長は61,599円多くなるという結果になります。

次に、設定倍率により算出した給料月額と現行の比較になりますが、①は期末手当の支給率を現行の4.20月とした場合、市長の給料月額は993,174円となり、3,174円引き上げるとバランスが取れるということでございます。また、支給率を一般職と同じ4.55月にした場合、市長の給料月額は969,284円となり、20,716円マイナスするとバランスがとれることとなります。副市長以下はご覧のとおりです。

18、19頁では、給料月額と期末手当のそれぞれの額を記載しております。

簡単ではございますが、以上で資料の説明を終わらせていただきます。

#### ○会長

なかなか見慣れない資料でもありますし、分かりやすい資料と若干分かりにくい資料が混在していると思います。今の事務局の説明につきまして、ご質問やご意見を賜りたいと思います。遠慮なく発言していただきたいと思います。

では、私から確認になりますが、資料6の類似団体について、何を根拠に類似団体を決定しているのでしょうか。

#### ○事務局

類似団体は、産業構造や人口を基準として、総務省が毎年決めております。産業構造や人口は毎年変わりますので、平成27年度に開催した前回の審議会と今回の審議会

では、類似団体は少し変わってきております。

○会長

前回の審議会では国が決めた類似団体を比較対象としているため、今回の審議会でも同様に国が決めた類似団体を比較対象としている、そういうことですね。わかりました。

他にご質問はございますか。審議内容は録音しておりますので、発言の前に委員名をお願いします。

○委員

資料17に期末手当支給率4.20月とありますが、この4.20という数字は国家公務員の賞与の基準と思われませんが、一般職の4.55という基準はどのように導き出されているのですか。

○事務局

4.55というのは一般職の職員の支給月数と同じ月数でございます、今まで西東京市の審議会では一般職の期末手当の月数と特別職の期末手当の月数を揃えておりますので、4.20と4.55をそれぞれ併記しております。

○委員

それは先程の資料で、部長職のなかに4.55という数字が出てきたのは理解していますが、4.55が出てきた根拠をお伺いしたいと思います。この数字が良いとか悪いとかではなく、4.55という数字がどのように導き出されたのかという疑問です。

○事務局

東京都では人事委員会がございまして、東京都にある企業の中で調査対象となる事業所を抽出して、民間企業の給与や特別給がどのような水準にあるかを決めております。西東京市では、その東京都人事委員会の勧告を尊重して、4.55と決めております。

○委員

資料4にございます一般職の部長職の給料月額・諸手当・給与月額は、毎月固定の金額でしょうか。

○事務局

固定の金額になります。

○委員

資料3を見ると、特別職給料月額の推移が平成20年度以降、少しずつ下がっています。特別職の給料は、部長職の給料が基準になっていると思いますが、平成20年度以降は部長職の給料も下がっているという理解でよろしいですか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○委員

ですが、部長職の給料は年々決まりますよね。

○事務局

給料表というものがございまして、東京都の人事委員会勧告が、部長職の給料表を変えるか変えないかという基準になっております。西東京市の場合は、494,000円を部長職に毎月支給しております

○委員

すみません。私の質問が悪かったと思います。特別職の支給額の基準は大体4、5年のスパンで決めていますよね。その時の基準になるのが部長職の給料であると理解

していますが、部長職の給料についても審議会の期間と同様に、4、5年ごとに決めているということでしょうか。

○事務局

特別職の給料については、審議会を5年に1度開催して改定するかどうかを決めております。部長職の給料については、毎年的人事院勧告と東京都人事委員会勧告に連動して、西東京市も給料表を変える、というのが一般的な流れになります。

○委員

そうしますと、審議会の開催時にたまたま部長職の給料に大きな変動があると、その大きな変動を表した形で、特別職の給料が決まってしまうということですね。

○事務局

おっしゃるとおりで、その時の部長職の年収の1.5倍を市長の年収としておりますので、その時々部長職の給料が基本になると思います。

○委員

特別職の給料が決まったら5年間は固定ですが、部長職の給料は年々変化しますよね。部長職の給料がたまたま上がった年に審議会が開催されると、特別職の給料がとても高い基準を使って決定される場合もあれば、とても低い基準を使って決定される場合もあるということですね。

○会長

例えば、1.50という倍率を全てに充てていけば、部長級の給料が上がれば市長の給料は上がりますよね。しかし、1.50倍は最大ですから、給料を過去の金額から動かさない場合は、1.50という数字が下がるだけで、これは何の問題はないと思います。

○委員

資料6の令和3年度類似団体の概要についてですが、小平市は人口や予算規模、議会費、人件費が西東京市と似たような数字になっています。小平市を一つの目安にしてもよいと思うのですが、いかがでしょうか。

○会長

事務局に伺いますが、類似団体の決定は国で行うにしても、出てきた資料を使って類似団体を比較する時に、特定の団体を抜き取るということはしていますか。

○事務局

総務省が類似団体ということで、作成している資料になりますので、どこか限定的に抜き取るということはしておりません。それぞれの団体と比較する際に参考にしていただくという意図で、今回の資料を提供させていただいております。

○会長

こちらが独自の判断で小平市を比較対象にしてもいい、ということですね。

○委員

基本的には審議会を通して5年ごとに改定をするということですが、資料7を見ると市長の給料はマイナス傾向にあります。これは財源に関係して下がっているということですか。

○事務局

西東京市では市長の給料は部長職の給料を基準としておりますので、この年については部長職の給料を1.50倍にした結果、990,000円になったということです。財源が不足しているから、市長の給料を下げたということではございません。

○委員

わかりました。もう1点質問ですが、西東京市では常勤の監査委員を置かれていま

すが、他の市では置かれていない所が多いのはなぜですか。また、常勤の監査委員の職務内容をお伺いしたいと思います。

○事務局

西東京市の場合は、条例で監査委員を3人と決めております。行政でございますので、法規を初めてとする財産を適正かつ効率的に管理・運営されているか確認することが監査の主な業務になります。業務内容を考慮して条例で3人と定め、うち1人を常勤としております。

○委員

一般会計の監査ということですか。

○事務局

一般会計に限らず、全ての財源が監査の対象になります。決算や例月の出納の検査を含めて、監査業務を行っております。

○委員

それ以外のコンプライアンス等の監査はやられてないということですか。

○事務局

しておりません。

○委員

監査室のような場所があって、一般職の方もいらっしゃるのですか。

○事務局

事務局として一般職が4人おります。

○委員

わかりました。

○会長

条例と組織に関する資料をいただくことはできますか。

○事務局

わかりました。

○委員

資料16について、2点質問があります。1点目は、特別職の給料が部長職の給料を基準にしているのは理解できていますが、部長職の平均年収ではなく最高年収を基準としている理由を教えてください。2点目は、「人事勧告及び東京都人事委員会勧告を反映しているため、結果的に、その時々を経済情勢を反映している」という箇所は理解できますが、「ひいては市民感情を一定程度反映している」という箇所について、どのような基準で市民感情を一定程度反映していると捉えているのかを教えてください。

○事務局

1点目の質問でございますが、部長職の給料は494,000円の一つしかございません。部長職の職員の給料は全てこの金額になります。2点目の質問については、事務局で確認し、後ほど回答をさせていただきたいと思っております。

○委員

最高年収と書いてありますが、平均年収と変わらないということですね。わかりました。

○会長

給料表を資料としていただくことはできますか。

○事務局

わかりました。

○会長

2点目の質問について私なりの理解になりますが、経済情勢というのは我々市民感覚としては非常に敏感に反応してしまいます。従って、経済情勢を反映するということは市民感情を一定程度反映していることにもなりますので、このような表現の仕方をしているのだと思います。この点について事務局でも確認をお願いします。

○委員

市民にとっては「市民感情を全く反映していない」と感じてしまう場合もあると思いますので、詳しくお伺いできればと思います。

○会長

平成21年度の答申を作るにあたって、この点について議論があったかもしれません。事務局には議事録等でご確認いただければと思います。

○委員

部長職の給料が特別職の給料の基準であり、部長職の給料は5年間で上下するとお聞きしました。今回の資料では令和3年4月1日現在の494,000円が基準になっているということですが、第2回の審議会までで構いませんので、5年間分の部長職の給料を開示していただくことは可能でしょうか。

○事務局

可能です。

○委員

委員が先程おっしゃっていましたが、部長職の給料に上下があった時、最高額の人に算出してよいのかということもあります。494,000円がこの5年間でどのあたりに推移しているか分かりませんので、教えていただけると幸いです。

○会長

先程から人事院勧告や東京都人事委員会勧告の内容が議論に登場しておりますが、これらの数字が手元にあると議論しやすいと思います。議論に必要な資料があれば、今日言っていただければ、次回までにお手元に届くかと思えます。

○委員

この前ニュースで、人事院勧告により国家公務員の給料が今年度もしくは来年度、下がると聞きました。それを受けて東京都や西東京市も給料も下がる傾向にあるのでしょうか。

○会長

確かに、国家公務員の期末手当が減額されると人事院勧告がありました。ラスパイレス指数との関係もありまして、例えば、市のラスパイレス指数が100を上回っていれば国家公務員と比べて高額ということになります。この場合、公務員の給料を減額することになれば、市も減額する余地があるかと思えます。一方で、市のラスパイレス指数がかなり低い場合、それに合わせて減額するべきなのか、職員も給料をいただいて生活しておりますので、社会が下げるから職員や特別職も下げるという図式をとるのが良いのか、そのような状況でも今回は現状維持でいくのか、そのような要素が考えられるのであれば単純に下げない、このようになる可能性もあります。

また、5年に1度の見直しになりますと、急に景気が良くなってすごく給料が上がるという場合もあります。急に下がる時とは逆の状況が起こりますので、そのあたりのバランス感覚も保つ必要があるかと思えます。

民間給料のベースが下がっているから公務員も下げるという議論には、なかなか



りにくい。公務員という職業柄、民間企業とは異なるところがありますので、若干の相違点を見い出す必要があると思っています。

今、行政は色々なことをやらなければならないし、緊急事態に対応しなければならない、組織改革をしなければならない、マネージメント能力をもっと上げないといけない、これら全てを考慮するとかなりの時間を要します。答申では、特別職の給料は部長職の給料の1.50倍を越えない、そのくらいの基準は出せるかと思います。さらに細かい基準まで変えるとなると、答申ですので出来ないことではありませんが、慎重にならざるを得ないところはあります。

資料3で、平成20年度から特別職の給料月額が下がっている傾向が見られますが、こういうのは社会情勢を反映しているためと思われる。

私も確認していないのですが、ラスパイレス指数が100を超えていると、総務省から指導などがあるのでしょうか。単純に100に近づけるように指導が入るのでしょうか。

○事務局

あります。100以下に抑えるようにというものです。

○委員

今回の諮問事項に「(1)市議会の議員の議員報酬の額」と書いてありますが、この審議会では端数の1円単位まで決めるのでしょうか。

○事務局

全て切捨てたりして、割のいい金額に直しておりますので、1円単位までは算出はしておりません。

○委員

ですが、何円という形で額は決めていますよね。

○事務局

何円という形で決めております。

○会長

例えば、先程議論にありました部長職の給料について、審議会では1.50倍を認めた場合、1.50倍すれば1円単位まで計算されます。そういう数式を認めて計算した、ということですね。

○委員

資料16のように、この審議会では考え方を答申するのではなく、額を答申するという理解でよろしいでしょうか。また、期末手当では、支給割合の率まで答申を出すということでもよろしいでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

○会長

答申ですので、残念ながら我々の意見が通らないこともあると思います。1円単位まで答申を出しても、切り捨てられる可能性は当然あります。最終的には議会で議決される時に1円単位までやるのか、という話になるかと思っています。

○委員

用語を教えてくださいなのですが、諮問事項の(1)は「報酬の額」、(2)は「給料の額」と書いてありますが、報酬と給料で意味合いが違うのでしょうか。

○事務局

市長は給料という形でお支払いしており、議員については報酬という形でお支払い

をしております。給料については、毎月固定の給料を支給しておりますが、報酬は仕事に対する成果、やった分に対する金額、という意味合いがございます。

○委員

内容は一緒ですが、言い方を変えているということでしょうか。

○会長

給料と報酬はイコールではないため、違う用語を使用しているのだと思います。市長も議員も選挙に公選されますが、市長と議員の仕事を比べた時に、市長の仕事は限りなく一般職と同等の仕事をしています。選ばれた方だけが一般職と異なり、市長は一般職のトップとして働いているため、給料という表現が使われ、我々のような民間の委員の場合には、報酬になります。

○委員

期末手当についてですが、役職が同じであれば皆さん同じ金額が支給されているのでしょうか。評価によって多少異なるのでしょうか。

○事務局

特別職の期末手当については、金額は一律になります。

○会長

最終的なゴールに向けてですが、資料16にある「体系と水準」という考え方を動かすことは、なかなかないと思っています。この考え方を動かすことになると、数字が高すぎる低すぎるという議論をしていただき、理由付けをしっかりとしなくてはなりませんので、かなり覚悟を決めてやらなければなりません。特に異論がなければ、この考え方に基づいて1.50倍という数字を若干微調整していく、そのような進め方になるかと思っています。

あとはコロナ禍などの社会情勢等を理由付けとして、どのように反映させていくかということになります。

○委員

基本的には令和3年4月1日現在の給料報酬を上げるか下げるか、ということですね。

○会長

そうですね。割合のところを上げるか下げるかになるかと思っています。今回の答申において、前回の答申と比較して異なる点があれば改定することになりますし、異なる点があればそのままになります。大きな変更点を作り出すことになれば、4回の審議会、実質3回で終わらせるのは相当難しいと思われま

○委員

令和3年度の一般職の給料改定はいつ行われますか。

○事務局

国の人事院勧告がついこの間でましたが、東京都人事委員会勧告がおそらく10月中にでると思います。給料改定において、西東京市も東京都人事委員会勧告を重要視しております。その勧告をふまえて、給料を改定するかどうか組合等と調整いたします。改定する場合は、12月の議会に条例案を提出することになります。

○委員

12月に改定する場合、改定したものを遡って、多く払っていた場合は給料から差し引いたり、足りない分は増額分を追加で支払ったりする、ということですか。

○事務局

おっしゃるとおりです。

- 委員  
そうしますと、この審議会では昨年までの金額を基に反映せざるを得ないという理解でよろしいでしょうか。12月の議会後では間に合わないですから。
- 事務局  
そうですね。この点は悩みどころでございます。
- 会長  
そもそも論になりますが、ではなぜ今の時期に審議会を開催したのか、後で開催すればいいじゃないか、という話になってしまいますね。
- 委員  
基準になる部長職の給料がどうなるか、まだ分からないということですよ。
- 委員  
ですが、令和2年度までは分かっていますよね。基準値として令和2年度の数字を使うか、令和3年度の数字を使うかになります。市民の一般感情として、今はコロナで苦しいから下がる傾向にあるのではないかと、という考えが反映されていない令和2年度を使って答申するのはどうかかと、この点が気になります。
- 委員  
そこを基準に今後5年間で決まるとなると、直近だけを見るとその時の良し悪しが出てきてしまうと思いますので、過去5年間の平均を出すとか、過去も見た方がいいのかなと思います。
- 委員  
5年がいいかという問題もありますよね。2年や3年で見直しを行うことを今後は考えていく必要があると思います。景気の状態を反映させるのであれば、5年の期間で毎回決めるのでは期間が長すぎるのではないかと、ということも答申の内容に盛り込んだ方がいいのではと思います。
- 委員  
この5年という期間は、どこが定めているのでしょうか。
- 会長  
行政には5年、10年スパンの計画がありまして、5年後にやったことについて再評価する、どの自治体も大体そのようなスパンで動いております。ただし、政策の評価等が入りますので、一定の期間がないと政策の成果がでないため5年としている、報酬や給料に関しては毎年動く可能性があります、毎年やると煩雑になってしまいます。5年という期間がありますので、5年の期間で審議会を行っているのかなと思います。事務局はいかがでしょう。
- 事務局  
市長や議員の皆様は選挙で選ばれておりますが、1年1年で変わってしまうと立候補するにあたって影響を与えるのではないかと、という議論が過去にあったと聞いております。ある程度固定することも大事であるという意見もあったと伺っております。
- 会長  
毎年見直してもいいわけですよ。毎年やることにどれだけの効果があるのかという問題もあります。
- 委員  
5年なのか3年なのか1年なのかということもありますが、5年に固定せずに柔軟に考えても良いのかなと思います。
- 会長

原則は5年ですが、必要に応じて開催するというものがありますね。おそらくその時は市長が決断することになるかと思います。

○委員

冒頭で、市長から「本来、この審議会は去年やるべきだった」と発言がありました。先程の委員がおっしゃった基準を見ると、去年が5年だとすれば、去年の5年の数字を基に今審議している、という考えも成り立つのではなかとと思います。今年が実質6年目だとすれば、去年の給料が5年の基準として今判断している、と考えることができると思います。

○委員

1つ確認ですが、ここでは給料を決めるわけではなく、あくまでも答申を出すだけです。実際に決めるのは議会で、もし途中で変える必要があれば、議会が最終的に責任を持って変えるはずなので、答申自体は5年くらいが一つの目安としてあるというのが、私が従前理解していた考えです。ただし、コロナ禍が2年続いているので、今年の給料の基準がある程度分かっていたら答申が出しやすいと思って、先程のことをお聞きした次第です。ですが、今年の基準が出るのは12月で組合の交渉を経てということであれば、この審議会ではその点を反映するのは難しいと理解しています。

○会長

市民感覚という点についてお話すると、資料3で給料が減っていることが見てとれますが、例えば、コロナ禍において民間企業の立場で考えたらこの程度の減額でよいのか、という感情が湧いてしまうことは絶対あると思います。

ですが、本当に給料を減らしてもいいという理由がないといけません。民間企業でも頑張っていて成績が上がっている企業もありますし、色々な事情で営業成績が上がらない企業もあります。減額傾向にあるから減額傾向を是認するという考え方もありますが、適正額というのは何かという点を考えないと、減額傾向に押し流されてしまう危険性があると考えています。

「こういうご時世だから減額しましょう」だけでは理由としては言えず、「こういうご時世でもあって、こうであって、こうであって」と言えないと、なかなか数字に信憑性はでてこないと感じています。

私の立場上、一般の皆様の意見や市民感情にあえて反論しているところが若干ありまして、誰かが悪者にならないと弁証法的に結論がでてこないことがあります。なので、私の意見に流されずご自由に発言していただければと思います。

○委員

感情論で答申することではないと思っていて、資料13に類似団体の財政指標調というのがありますが、お支払いしたくても財源がないと仕方ない話で、給料・報酬を上げたくても市の財源がなければ当然払えないわけです。コロナ禍なのでお金は減っているという印象はありますが、市の財政状況が現状どうなっているのか、この令和元年度の資料ではコロナ禍になる前なので分かりません。令和2年版の資料はいつ頃出るのでしょうか。

○事務局

令和2年度の決算が9月に行われる予定です。令和2年度の指数などの資料は、9月以降にならないとご提供することができないと思います。

○委員

わかりました。もう1点確認があります。資料13の下の方に類似団体の順位表がありますが、周りの市と比べると、西東京市は自由に使えるお金が少ないという印象で

す。いかがでしょうか。

○事務局

東京都の中の比較になりますので、全国規模で見た場合、果たしてこの数字が悪いかという別の話になります。例えば、西東京市の財政力指数は0.905で、この中では17番目になりますが、全国1,741団体の市区町村の平均は0.51でございます。西東京市の0.905は、全国平均で考えるとそこまで悪くないかと思われま

○委員

わかりました。

○会長

他にご質問はございますか。ご質問等ありましたら、個別に事務局に聞いていただいて構いません。事務局で質問を受けた場合には、委員全員に回覧するような形でお伝えいただきたいと思います。

予定の時間に近づいておりますので、本日はこのあたりで終了にしたいと思います。いかがでしょうか。

(※各委員より「良い」との声あり)

○会長

それでは、第2回でも引き続き皆様のご意見をいただきたいと思います。事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局

まず、質疑の中で出てきました会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

1点目は「常勤の監査委員の条例」と「市の組織の資料」、2点目は「給料表」、3点目は「【市民感情を一定程度反映している】をどのように解釈したかについて、過去の会議録から整理した資料」、4点目は「過去5年間の部長職の給料の推移」、5点目は「人事院勧告の過去の推移」、以上の5点が事務局で把握している資料になります。これ以外にございましたら教えていただければと思います。

また、個別にございましたら、事務局に送って頂ければ、皆様に共有するような形で整理をさせていただき、お送りしたうえで、次回の会議を迎えたいと思っております。ご協力の程よろしくをお願いいたします。

最後に、次回の会議日程でございます。会議録の作成の都合、9月に議会があること、東京都の人事委員会勧告が10月中旬にあることから、次回の会議は10月22日金曜日の10時から開催したいと事務局では考えております。

○会長

わかりました。事務局からご説明のありました資料につきましては、できるだけ早く用意していただいて、各委員の手元に届くようお願いいたします。

他に何か全体を通してご発言のある方はいらっしゃいますか。

(※各委員より意見なし)

○会長

ほぼ予定どおりの時刻になりましたので、これで閉会したいと思います。